様式第１号（第５条関係）

林業機械借受申請書

　　年　月　日

　一般財団法人群馬県森林・緑整備基金

代表理事　　　　　　　　　　　　様

借受申請者　所在地

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　商号又は名称

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者　職・氏名

　　一般財団法人群馬県森林・緑整備基金高性能林業機械貸付事務取扱要領第５条に基づき下記のとおり林業機械の借受を申請します。

記

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| １　借受機械の名称 | |  |
|  | 規格・形式等 |  |
| ２　指定業者 | |  |
| ３　使用目的 | | 皆伐　　　　　　間伐　　　　　　作業道等開設  その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| ４　借受期間 | | 年　　　月　　　日　～　　　年　　月　　日 |
| ５　使用場所 | | 市　　　　　町  　　　　　　　　　　　　　大字　　　　　字　　　　　　地内  　　　　　　郡　　　　　村 |

様式第２号（第６条関係）

林業機械貸付決定通知書

　（一財群森）

　　年　月　日

　　　　　　　　　　　　　　　様

一般財団法人群馬県森林・緑整備基金

代表理事

　　　　年　　月　　日付けで申請のあった林業機械については、下記のとおり決定したので通知します。

つきましては、契約の締結にあたり、別紙契約書の内容を確認のうえ疑義がなければ記名

押印し１部提出して下さい。

　記

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| １　貸付機械の名称 | |  |
|  | 規格・形式等 |  |
| ２　指定業者名 | |  |
| ３　使用目的 | |  |
| ４　貸付期間 | | 年　　　月　　　日　～ 　　年　　　月　　日 |
| ５　使用場所 | | 市　　　　　町  　　　　　　　　　　　　　大字　　　　　字　　　　　　地内  　　　　　　郡　　　　　村 |
| ６　貸付料 | |  |

様式第３号（第６条関係）

一般財団法人群馬県森林・緑整備基金 林業機械貸借契約書

　　貸付者 一般財団法人群馬県森林・緑整備基金代表理事と借受者 　　　　　　　　は、一般財団法人群馬県森林・緑整備基金高性能林業機械貸付事務取扱要領を了承のうえ、林業機械の貸借について下記のとおり契約する。

記

１　貸借機械名称

　　 規格・形式等

２　使用目的

３　貸借期間　　　　　　　年　　　月　　日から　　　年　　月　　日まで

４　使用場所

５　貸 借 料　　　　　　　　　　　　円うち消費税額等　　　　　　円

６　その他　　　　　契約条件は、一般財団法人群馬県森林・緑整備基金林業機械貸借契約仕様書によるものとする。

　　この契約の証として本書２通を作成し、当事者が記名押印した後、各一通を保有するものとする。

　　　　　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　　貸付者

　　　　　㊞

　　　　　　　　　　　　　　　借受者

　　㊞

　（注）一般財団法人群馬県森林・緑整備基金林業機械貸借契約仕様書を添付のこと。

一般財団法人群馬県森林・緑整備基金 林業機械貸借契約仕様書

１　機械の引渡場所及び返還場所は、　　　　　　　　　　　　　　　とする。

２　機械を引き渡すときは、機械の現状確認をしなければならない。

３　借受者は、機械の性能等不完全があったときは、基金に異議を申し立てることができる。

４　前項により、異議の申立をしなかったときは、機械は完全な状態で引渡したものとみなす。

５　機械の貸借期間は、機械の引渡した日から返還した日までとする。

６　機械の仕様の範囲は、森林の施業管理またはこれに付随する工事等の施工に使用する場合に限る。

７　借受者は、安全作業に努め、災害防止に万全を期さなければならない。

８　災害が発生したときは、借受者の責任において処理をし、基金に対し、一切の責任を問うことが

できないものとする。

９　借受者は、機械の使用にあたり日常日の整備点検を実施し、善良な維持管理を行わなければならない。

10　借受者は、機械を第三者に譲渡または転貸してはならない。

11　借受者は、機械の原形を変更してはならない。

12　機械を返還するときは、点検を行わなければならない。

13　前項の点検により費用が生じたときは、借受者の負担とする。

14　機械の運搬、油脂・燃料、消耗品等の経費は借受者の負担とする。

15　借受者は、機械が貸借期間中に棄損または滅失したときは、直ちにその事実及び事由について基金代表理事に事故発生報告書を提出し、その指示を受けなければならない。

16　前項の棄損または滅失が借受者の責に帰すべき事由によるときは、借受者の負担により、これを補填または修理しなければならない。

17　一般財団法人群馬県森林・緑整備基金高性能林業機械貸付事務取扱要領及び契約条件に違反したときは、貸借期間内においても機械を返還させる場合がある。

様式第４号（第１２条第１項関係）

林業機械貸借契約変更申請書

　年　　月　　日

　一般財団法人群馬県森林・緑整備基金

代表理事　　　　　　　　　　　　様

借受者　所在地

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　商号又は名称

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者 職・氏名

　　　　　　年　　月　　日付けで締結した林業機械貸借契約について一般財団法人群馬県森林・緑整備基金高性能林業機械貸付事務取扱要領第１２条に基づき下記のとおり変更したいので申請します。

記

　１　変更内容

　　　変更前

　　　変更後

様式第５号（第１２条第２項関係）

林業機械貸借契約変更承認通知書

　（一財群森）

　年　月　日

様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　一般財団法人群馬県森林・緑整備基金

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表理事

　　　　年　　月　　日付けで申請がありました林業機械貸借契約変更については、下記のとおり承認しましたので通知します。

記

　　　【承認内容】

　　　林業機械貸借契約変更申請書記載の「変更内容」のとおり

様式第６号（第１４条第１項関係）

林業機械借受に伴う事故発生報告書

　年　月　日

　一般財団法人群馬県森林・緑整備基金

代表理事　　　　　　　　　　　　様

借受者　所在地

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　商号又は名称

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者 職・氏名

　　　　年　　月　　日付けで賃借契約を締結した林業機械が棄損（滅失）したので、一般財団法人群馬県森林・緑整備基金高性能林業機械貸付事務取扱要領第１４条に基づき下記のとおり報告します。

記

　１　発生日時　　　　　年　　月　　日　　　　　時

　２　発生場所

　３　棄損（滅失）の状況（※状況写真を添付のこと）

　４　その他（人身事故等の状況）

様式第７号（第１６条関係）

林業機械借受完了届

　　　年　月　日

一般財団法人群馬県森林・緑整備基金

代表理事　　　　　　　　　　　　様

借受者　所在地

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　商号又は名称

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者 職・氏名

　　　　　年　　月　　日付けで貸借契約を締結した林業機械について、借受を完了しましたので、一般財団法人群馬県森林・緑整備基金高性能林業機械貸付事務取扱要領第１６条に基づき下記のとおり届け出ます。

記

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| １　借受機械の名称 | |  |
|  | 規格・形式等 |  |
| ２　指定業者名 | |  |
| ３　借受期間 | | 年　　月　　日～　　年　　月　日 |
| ４　成果・実績 | | 皆伐　（　　　　　　　　　　㏊、伐出材積　　　　　　　　　㎥）  間伐　（　　　　　　　　　　㏊、伐出材積　　　　　　　　　㎥）  作業道等開設等　（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　ｍ）  その他　（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| ５　使用場所 | | 市　　　　　町  　　　　　　　　　　　 大字 字　　　　　　地内  　　　　 郡　　　　　村 |

注）業務日誌及び使用目的にあわせた状況写真（２～３枚）を添付して下さい。

様式第８号（第１７条関係）

林業機械貸付料請求書

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　登録番号

（一財群森）

年　月　日

様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　一般財団法人群馬県森林・緑整備基金

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 代表理事

　　　年　　月　　日付けで貸借契約を結んだ林業機械の貸付料について、下記のとおり請求いたしますので、期限までにお振り込みください。

記

　１　請求金額　　　　　 　　　　　円

％対象　　　　　　 　円（税込）

うち消費税　　　　 　　円

　２　振込期限　　　　　年　　　月　　　日

　３　振込先口座

　　　　銀行・支店名

　　　　預金・口座番号

　　　　(カナ名称)

口座名義

　４　契約内容

　（１）貸借機械名称

　（２）使用目的

（３）貸借期間　　　　　年　　月　　日から　　　年　　月　　日まで

　（４）使用場所